

入 札 説 明 書

宮崎県が行う宮崎県水産試験場内水面支場庁舎警備業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の5に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 平成30年9月7日

2 競争入札に付する事項

(1) 委託件名 宮崎県水産試験場内水面支場庁舎警備業務

(2) 委託内容 機械警備業務

(3) 委託場所 宮崎県水産試験場内水面支場庁舎
小林市南西方字出之山1091

(4) 委託期間 平成30年10月1日から平成35年9月30日まで

(5) 最低制限価格

最低制限価格を宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号。)第128条第1項に基づく範囲内(予定価格の10分の6以上)の額を設けることとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

なお、最低制限価格より低い価格の入札をしたものは、再度の入札に参加できないものとする。

3 契約に係る特約事項

(1) この入札に係る契約(以下、「本件委託」という。)は長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第3号の規定による契約であり、県は、県は上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日に属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算額が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年1月12日告示第41号。以下「要綱」という。)第2条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録された者であること。

(3) 県内に本店を有する者であること。

(4) 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)、地方法人特別税及びこれらに付帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

(5) 平成30年度において当該入札に係る物件を受託し、誠実に業務を履行している者、宮崎県内に所在する建物(施設)において、種類及び規模をほぼ同じくする一契約に基づく業務(以下「同種業務」という。)が当該入札の入札参加資格確認申請の日から45日以内に終了する場合にあっては、同種業務を誠実に履行している者、又は平成28年4月1日から平成30年度の入札参加資格確認申請の日の前日までの間に宮崎県内に所在する建物(施設)において、同種業務を1回以上誠実に履行した実績を有する者であること。なお、「種類及び規模をほぼ同じくする一契約」とは、建物の延床面積588㎡以上の6箇月以上継続したものの一契約とする(別記資料参照)。

(6) 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

(7) 警備業法(昭和47年法律第117号)第5条の規定による宮崎県公安委員会の認定を受け、又は同法第9条若しくは第40条の規定による宮崎県公安委員会へ届出を行った者であること。

5 担当部局

宮崎県水産試験場管理課 宮崎市青島6丁目16番3号

郵便番号889-2162 電話番号0985-65-1511

6 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり担当部局に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。

ア 入札参加資格確認申請書の様式 別記様式第1号のとおり

イ 提出期間

平成30年9月7日から平成30年9月14日まで(土曜日及び日曜日を除く。)に提出すること。

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

ウ 提出場所 5に同じ

エ 提出部数 1通

オ 提出方法

申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 入札参加資格確認資料は次のとおりとし、ア及びイに係る証する書面は6か月以内のものとする。

ア 法人にあつては登記事項証明書の写し又は個人にあつては身分証明書の写し

イ 宮崎県の県税、地方法人特別税及びこれらに付帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し

ウ 本物件の平成30年度に係る契約書の写し、又は平成28年4月1日から当該入札の入札参加資格確認申請の日から45日以内までの間の宮崎県内に所在する建物(施設)における同種業務実績調書(別記様式第2号)

エ 警備業法第5条の規定する宮崎県公安委員会の認定書の写し、又は同法第9条若しくは第40条の規定する届出書を宮崎県公安委員会が受理した旨の証明書の写し

- (3) 入札参加資格確認結果は、平成30年9月19日までに書面により通知する。ただし、平成30年9月19日に通知する場合は、電送でも併せて通知する。

- (4) 申請書等の作成費用の負担等

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 申請書等は、返却しない。

ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は認めない。

7 入札参加資格確認に対する異議申立

- (1) 入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により異議申立ができる。

ア 受付期間

入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。

イ 受付場所 5に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は郵送(書留郵便(一般・簡易)に限る。)により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

- (2) 異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に通知する。

8 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

9 仕様書に関する質問及び閲覧

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

ア 受付期間

入札参加資格確認結果の通知を受理した日から平成30年9月19日まで(土曜日及び日曜日を除く。)

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 受付場所 5に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は郵送(書留郵便(一般・簡易)に限る。)により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- また、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。
- (2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、相手方に通知するものとする。
なお、回答書は閲覧できるものとする。

ア 閲覧場所 5に同じ

イ 閲覧期間

平成30年9月7日から平成30年9月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

10 入札

入札に参加する者は、別紙様式第1による入札書を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 5に同じ

- (2) 提出期限

平成30年9月25日 午前9時30分

- (3) 入札書の日付

入札書提出期限以前の日（入札書作成日）を記入すること。

- (4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（一般・簡易）に限る。提出期限内必着とする。）により提出するものとする。なお、入札書の提出においては、6(3)による入札参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付されていないものは受付できない。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出すること。郵送の場合も同様に別にして郵送用の封筒に入れること。

- (5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式第2による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「9月25日開封《宮崎県水産試験場内水面支場庁舎警備業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「9月25日開封《宮崎県水産試験場内水面支場庁舎警備業務》の入札書在中」と朱書きしななければならない。

- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

11 開札

- (1) 開札の日時 平成30年9月25日 午前10時20分

- (2) 開札の場所 宮崎水産試験場 2F会議室 宮崎市青島6丁目16番3号

- (3) 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

12 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

- (2) 入札の回数は、2回を限度とする。

- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀

行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出した場合で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 宮崎県財務規則第125条に規定する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

16 その他

(1) この競争入札の落札者は、発注者の指示により速やかに契約を結ばなければならない。